2020年 (令和2年)

第410号

一般社団法人 東京法人会連合会 ©

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代)

URL:http://www.tohoren.or.jp Mail:info@tohoren.or.jp

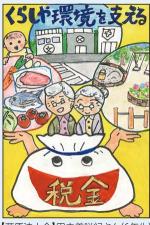
東京都知事賞 東法連女連協会長賞



【八王子法人会】識名 空さん(6年生)



【浅草法人会】鈴木ひなたさん(6年生)



【荏原法人会】田中美咲紀さん(6年生)

東京都主税局長賞・優秀賞



【日野法人会】佐藤桜来さん(6年生)



【向島法人会】橋本妃夏乃さん(6年生)



【豊島法人会】岩井瑞季さん(5年生)

東 法 連

「税に関する絵はがきコンクール」 入賞作品決まる

東法連女性部会連絡協議会

行っ 賞に加え、 がきコンクー 京都主税局長賞が同時に創設された。 3月に実施予定であったが、 小学生を対象に なお、 ス感染症拡大の影響により 結果発表と表彰式は全体連絡会議におい 東法連女性 た選考会において入賞作品を決定し 平成29年度に創設され 令和 ル 部会連絡協議会では、 元年度は東京国税局長賞と東 「令和 を実施し、 元年度税に関する絵は 新 中 令和2年2月に 型コ た東京都 止となっ 東京都 口 ーナウ 知事

優秀賞



【荻窪法人会】三木悠立さん(6年生)

優秀賞には浅草、

荻窪、

豊島、

向

博氏が選考委員を務めた。

項を定めた提案

(理事会議案

について理

帝京大学教育学部教授の

辻政

東京都主税局 東 京 京 噩 局 荏原法人会推 日野法人会推 八王子法人会推薦作品 薦作品 薦 作 品

推薦された4 の各法人会か

来さんの作品が選ばれた。その他、 法人会から推薦のあった、 また、東京都知事賞及び東法連女 協会長賞には、荏原法人会推薦の 主税局長賞とすることとし、 薦の識名空さんの作品。また、優 連協会長賞には、 田中美咲紀さんの作品が選ばれた。 秀賞5作品のうち1作品を東京都 東京国 脱局長賞及び全法連女連 八王子法人会推 佐藤桜 日野

> 談役、 おいて、 から東京都図 行われた。 税局の法人会担当者や、 催の第4回東法連女連協役員会に で実施しており、 入賞作品の選考は、 応募があった。 顧問らが選考委員となって 東京国税局及び東京都主 その他、 画工作研究会顧 今年度は約3万 は東法連全48会 作品が選ばれた。 専門家の立場 同コンクール 2月18日開 役員、 相 間

件の

でくる。 背景の黄色の配色が目に飛び込ん に大きく描かれた税金の白い袋と ける作品である。 作品について、「まず、 税局長賞及び全法連女連協会長賞 しい気持ちを伝えてくれる。 さんとおばあさんが、 色の配色が、見る人に強く訴えか さらに周囲には、 選考会において同氏は、 その上に描かれたおじい 税が、 最初に、 様々な生活 作者のやさ 私たちの暮 鮮やかな 中央下 東京

様子が描かれ、 る。」と選考理由を解説した。 セージが伝わってくる作品 伝えている。 らしや環境を支えてくれることも 素朴で力強 いメッ であ

令和2年 決議の省略 度 0) 一により承認 業計 画主

東 法連理事会

よる同意があり、 事全員の書面に

となったため、 ス感染症拡大防止の観点から中止 第32条2項 東法連は3月17 その結果、 理事会が、 新型コロナウイル 3月26日、 決議の省略 日開催予定の第 手続きを行 決議事 定定 度 13 13

回

決議があったものとみなされた。 :開催予定の第8回 の事業計画案・予算案、 ては3頁参照 てである。 提案書の決議事項は、 事業計画の 通常総会につ 内容につ 令和2年 6 月 11

> は、 ている。 た各委員会の 報委員会を除く、 なお、 各委員に書面による承認を得 2月5日に開催された広 事業計画について 開催中止となっ

ある。 を約2億5400万円としてお 及び監査報告承認の件である。 令和元年度事業報告、 令和2年度予算では、 ほぼ前年度並みの予算内容 第8回通常総会の議案は、 決算報告書 経常収益

令和 予算等を承認 2年度事 業計 画

東法連特退共理事会

\ □ 8 況は、 となっている。 あまり(※令和 3万5675人、 増した積極的な広報活動および 26日、全法連会館で第28回理事 入推進活動を展開するとしてい 会の協力等を得ながら、 及促進を図るため、東法連各法人 資産運用計画等について承認した。 同収支予算、資産運用状況および を開催し、令和2年度事業計 共済会(小林栄三理事長)は2月 事業計画では、特退共制度の普 公益財団法人東法連特定退 令和2年1月末現在の加入状 事業所数4924社、 積立金は441億8千万円 元年11月末現在 口数32万734 従来にも 人数 加

益、 基本財産運用 39億8千万円あまりを見込んでい 収支予算では、 雑収益あわせて1千300 掛金収益39億7千万円、 益、 経常収 特定資産運 益として 万 用

東法連 令和2年度事業計

Ι 活動の基本方針

なる充実に努める。 己責任」の原則に基づき、 全法連が制定した法人会の理念の 法人会は「法人自治」及び「自 活動の更

施策に取り組む。 ても一層力を注ぎ、 会員増強及び会財政の健全化につい もに、法人会活動の活性化のため、 公益性の高い事業展開に努めるとと 力点を置きながら、行政と連携した の原点である「税」に関する活動に 事業の実施にあたっては、法人会 以下に掲げる諸

П 主な事業計画 (要旨)

1.

けながら、納税意識の向上と税知識 広く一般の企業や市民にも目を向 納税意識の向上と税知識の普及 に資するための施策の推進

び ンツを拡充することにより、 ミナー等の充実を図るとともに、有 る。このため、 の普及に資するための施策を講じ な資料を作成する等税関連コンテ 般の企業や市民に対する適切な 税制関連の研修・セ 会員及

広報を実施する。

2. 税制に対する調査研究と要望活 動の推進

開する。 題を含む)に関する会員の意見を集 よう、関係機関に対し要望活動を展 約し、その意見が税制に反映される に周知するとともに、税制(使途間 税制等の調査・研究を行い、会員

3. 組織の充実・強化

織的な会員増強を図る。 織の充実強化を図るため、 の獲得を目標に全会一丸となった組 止に努めながら、役員一人一社以上 間を設けるとともに、会員の退会防 の検討を進める。また、会員増強月 数の減少傾向が続いている中で、 厳しい社会・経済情勢の下、 各種施策 会員 組

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

様なニーズに応える研修・セミナー 務関係研修・セミナーをはじめ、 法人会の根幹事業である税法・税

にも対象を広げ、 な開催方法やコストに配慮するとと るとともに、参加人員の増加に努め 会員企業に加えて一般の企業・市民 など、研修内容の充実を図る。なお、 体系的なメニューを構築する 一層公益性を高め

5. 広報活動の推進

る。

性の高い広報の推進に努める。 委員会と協力して広く一般に対して 報活動を充実させるとともに、関係 の税の啓発活動をはじめとする公益 会活動の周知、会員増強のための広 法人会の知名度の向上、会員への

6. 厚生共益事業の拡充

で50年『会員企業を守りたい』キャ 制度50周年に向けた「想いをつない 度から2年間実施している福利厚生 制度の維持と普及推進を図る。この ることとし、 ンペーン」の推進に積極的に協力す り、財政面における意義をも考慮し、 各種福利厚生制度は必要不可欠であ 企業の存続や従業員の確保の上で、 全法連と協力3社が令和元年 単位会及び協力3社と

> 拡大を目指した推進を図る。 の連携強化に努め、 福利厚生制度

0

携による広域開催など、より効果的

)開催に努める。その際、

単位会連

7. 公益事業活動の推進

動を実施する。 ととする。 生かし、関係機関や他の委員会等と ことも念頭におき、 や社会への貢献が重要な課題である は、 連携しつつ、積極的かつ継続的に活 法人会の公益事業活動につ 引き続き税を中心として行うこ 推進にあたっては、 組織力を十分に 地域

力のもと、 極的に推進する。 絡協議会、女性部会連絡協議会の協 租税教育については、 関係機関等と連携して積 青年部会連

8. 青年部会・女性部会活動の充実

引き続き積極的に取組む。 う子どもたちへの租税教育や環境問 動を活発に展開し、 の高い事業の実施に努め、 施策を積極的に講じる。特に公益性 動の充実と活性化に資するための諸 に、会活動の担い手として法人会活 充実と部会員の研鑽を図るととも 各単位会青年部会・女性部会の活 (CO2削減問題・節電) につい 親会等との連携を図りながら、 部会のさらなる 未来を担

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、 税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内 の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

〇 要件

①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の 維持を困難にするおそれがあると認められること。 お気軽にお電話でご相談ください!

(納期限前から相談できます

- ②納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
- (注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限 (原則として令和2年4月16日)が納期限となります。
- (注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による 換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると・・・

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

❷ 国税庁

猶予制度の詳細はこちら

